

## ★不動産にかかる各種税金の早見表・速算表

## 各種特例と適用要件早見表

		建築年・築年数要件	床面積要件	床面積の意義
住宅にかかる登録免許税の軽減	新築住宅	—	50㎡以上	床面積は登記簿上表示される床面積 (マンションの共用部分は含まれない)
	既存住宅 *1	昭和57年1月以後に建築された家屋*2	50㎡以上	
住宅ローン控除	新築住宅	—	50㎡(40㎡)以上*3	併用住宅の場合も、全体の床面積で判定
	既存住宅 *1	昭和57年1月以後に建築された家屋*2	50㎡(40㎡)以上*3	
	増改築等	—	工事後の床面積が50㎡(40㎡)以上*3	
住宅取得等資金の贈与	新築住宅	—	40㎡以上	} (贈与税の非課税制度の場合は、50㎡(40㎡)以上240㎡以下)*4
	既存住宅 *1	昭和57年1月以後に建築された家屋*2	40㎡以上	
不動産取得税の軽減	新築住宅	—	50㎡以上(アパート等については一室につき40㎡以上)240㎡以下	床面積は評価証明書上表示される床面積 (マンションの共用部分を含む)
	既存住宅 *1	昭和57年1月以後に建築された家屋*2	50㎡以上240㎡以下	
新築住宅に係る固定資産税		—	50㎡以上(アパート等については一室につき35㎡以上、H17.1.2以後新築分は40㎡以上)280㎡以下	併用住宅の場合、居住の用に供する部分の床面積で判定
特定の居住用財産の買換え及び交換の特例	新築住宅	—	50㎡以上	床面積は登記簿上表示される床面積 (マンションの共用部分は含まれない)
	既存住宅 *1	耐火建築物：25年以内 その他：25年以内	50㎡以上	
居住用財産の買換え等による譲渡損失の損益通算及び繰越控除			50㎡以上	併用住宅の場合、居住の用に供する部分の床面積で判定

(参考) 登記簿上の表示される建物の床面積

- 区分所有建物以外・・・各階ごとに壁その他の区画の「中心線」で囲まれた部分の水平投影面積
- 区分所有建物・・・壁その他の区画の「内側線」で囲まれた部分の水平投影面積



(\*1) 既存住宅については、一定の耐震構造基準適合住宅(築後経過年数要件は不要)及び既存住宅売買瑕疵保険に加入している一定の中古住宅(築後経過年数要件は、不要)が含まれる。

(\*2) 既存住宅については、令和3年12月以前は、建築年要件(昭和57年1月以後に建築)ではなく、築年数要件(耐火建築物：築後25年以内、耐火建築物以外：築後20年以内)を満たす住宅を対象とする。

(\*3) 住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人(その年の合計所得金額が1,000万円以下)が、新築の場合には令和2年10月1日から令和3年9月30日、既存住宅または増改築等の場合には令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約を締結し、令和4年12月31日までに居住の用に供した場合には、取得等をした住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等であっても特例を適用することができる。

(\*4) 令和3年1月以後の贈与で、贈与を受けた年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合には40㎡。

## 主な減価償却資産の耐用年数表

### ●建物

構造・用途	細目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24
	店舗用・住宅用のもの	22
	飲食店用のもの	20
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	17
	公衆浴場用のもの	12
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの	24
	店舗用・住宅用のもの	20
	飲食店用のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	15
	公衆浴場用のもの	14
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	50
	住宅用のもの	47
	飲食店用のもの	
	延面積のうち占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	34
	その他のもの	41
れんが造・石造・ブロック造のもの	旅館用・ホテル用のもの	31
	延面積のうち占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	39
	その他のもの	39
	店舗用・病院用のもの	38
	車庫用のもの	38
金属造のもの	公衆浴場用のもの	31
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	38
	事務所用のもの	41
	店舗用・住宅用・飲食店用のもの	38
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	36
骨格材の肉厚が、(以下同じ。)	4mmを超えるもの	38
	3mmを超え、4mm以下のもの	30
	3mm以下のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	
	4mmを超えるもの	34
	3mmを超え、4mm以下のもの	27
	3mm以下のもの	19
	飲食店用・車庫用のもの	
	4mmを超えるもの	31
	3mmを超え、4mm以下のもの	25
	3mm以下のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	
	4mmを超えるもの	29
	3mmを超え、4mm以下のもの	24
	3mm以下のもの	17
	公衆浴場用のもの	
	4mmを超えるもの	27
	3mmを超え、4mm以下のもの	19
	3mm以下のもの	15
	工場用・倉庫用（一般用）	
4mmを超えるもの	31	
3mmを超え、4mm以下のもの	24	
3mm以下のもの	17	

### ●建物附属設備

構造・用途	細目	耐用年数
アーケード・日よけ設備	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易装備		3
電気設備（照明設備を含む）	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生設備、ガス設備		15

### ●構築物

構造又は用途	細目	耐用年数
舗装道路・舗装路面	コンクリート、ブロック	15
	れんが、石敷	10
	アスファルト、木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
金属造のもの	露天式立体駐車設備	15

### ●器具・備品

構造・用途	細目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く。）	事務机、事務いす、キャビネット	15
	主として金属製のもの	8
	その他のもの	8
	応接セット	5
	接客業用のもの	8
	その他のもの	8
	ベッド	5
	児童用机、いす	5
	陳列たな、陳列ケース	6
	冷凍機付、冷蔵機付のもの	8
	その他のもの	6
	その他の家具	5
	接客業用のもの	5
	その他のもの	15
	主として金属製のもの	8
	その他のもの	5
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー	5
	その他の音響機器	6
	冷房用・暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器	6
氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	4	
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3	
じゅうたんその他床用敷物	3	
小売業用・接客業用・放送用・レコード吹込用・劇場用のもの	3	
その他のもの	6	
室内装飾品		
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	
食事・ちゅう房用品		
陶磁器製・ガラス製のもの	2	
その他のもの	5	
その他のもの	15	
主として金属製のもの	8	
その他のもの	8	
事務機器、通信機器	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ（サーバー用	4
	のものを除く。）	5
	その他のもの	5
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、	5
	金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5
	インターホン、放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器	6
	デジタル構内交換設備、デジタルボタ	6
	ン電話設備	10
	その他のもの	3
看板・広告器具	看板、ネオンサイン、気球	3
	マネキン人形、模型	2
	その他のもの	10
	主として金属製のもの	5
	その他のもの	3
前掲のもの以外のもの	きのこ栽培用ほだ木	5
	無人駐車管理装置	5

### ●機械・装置

用途	細目	耐用年数
農業用設備	林業用設備	7
	漁業用設備（次の水産養殖	5
	業用設備を除く）	5
	水産養殖業用設備	5
	鉱業、採石業、砂利採取業	5
石油又は天然ガス鉱業用設備	坑井設備	3
	掘さく設備	6
	その他の設備	12
	その他の設備	6
総合工業用設備		6

## 減価償却資産の償却率・改定償却率・保証率・経過年数表

## (1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

耐用年数	償却率		耐用年数	償却率	
	旧定額法	旧定率法		旧定額法	旧定率法
2	0.500	0.684	27	0.037	0.082
3	0.333	0.536	28	0.036	0.079
4	0.250	0.438	29	0.035	0.076
5	0.200	0.369	30	0.034	0.074
6	0.166	0.319	31	0.033	0.072
7	0.142	0.280	32	0.032	0.069
8	0.125	0.250	33	0.031	0.067
9	0.111	0.226	34	0.030	0.066
10	0.100	0.206	35	0.029	0.064
11	0.090	0.189	36	0.028	0.062
12	0.083	0.175	37	0.027	0.060
13	0.076	0.162	38	0.027	0.059
14	0.071	0.152	39	0.026	0.057
15	0.066	0.142	40	0.025	0.056
16	0.062	0.134	41	0.025	0.055
17	0.058	0.127	42	0.024	0.053
18	0.055	0.120	43	0.024	0.052
19	0.052	0.114	44	0.023	0.051
20	0.050	0.109	45	0.023	0.050
21	0.048	0.104	46	0.022	0.049
22	0.046	0.099	47	0.022	0.048
23	0.044	0.095	48	0.021	0.047
24	0.042	0.092	49	0.021	0.046
25	0.040	0.088	50	0.020	0.045
26	0.039	0.085			

(注) 上表の耐用年数省令別表第七には、耐用年数100年までの計数が掲げられている。

## (2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産

耐用年数	定額法	定率法					
		平成19年4月1日～平成24年3月31日 までの取得			平成24年4月1日以後取得		
		償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
2	0.500	1.000	—	—	1.000	—	—
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909
9	0.112	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126
<b>10</b>	<b>0.100</b>	<b>0.250</b>	<b>0.334</b>	<b>0.04448</b>	<b>0.200</b>	<b>0.250</b>	<b>0.06552</b>
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294
17	0.059	0.147	0.167	0.02905	0.118	0.125	0.04038
18	0.056	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884
19	0.053	0.132	0.143	0.02616	0.105	0.112	0.03693
<b>20</b>	<b>0.050</b>	<b>0.125</b>	<b>0.143</b>	<b>0.02517</b>	<b>0.100</b>	<b>0.112</b>	<b>0.03486</b>
21	0.048	0.119	0.125	0.02408	0.095	0.100	0.03335
22	0.046	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182
23	0.044	0.109	0.112	0.02226	0.087	0.091	0.03052
24	0.042	0.104	0.112	0.02157	0.083	0.084	0.02969
25	0.040	0.100	0.112	0.02058	0.080	0.084	0.02841
26	0.039	0.096	0.100	0.01989	0.077	0.084	0.02716
27	0.038	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624
28	0.036	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568
29	0.035	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463
<b>30</b>	<b>0.034</b>	<b>0.083</b>	<b>0.084</b>	<b>0.01766</b>	<b>0.067</b>	<b>0.072</b>	<b>0.02366</b>
31	0.033	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286
32	0.032	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216
33	0.031	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161
34	0.030	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097
35	0.029	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051
36	0.028	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974
37	0.028	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950
38	0.027	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882
39	0.026	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860
<b>40</b>	<b>0.025</b>	<b>0.063</b>	<b>0.067</b>	<b>0.01317</b>	<b>0.050</b>	<b>0.053</b>	<b>0.01791</b>
41	0.025	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741
42	0.024	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694
43	0.024	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664
44	0.023	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664
45	0.023	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634
46	0.022	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601
47	0.022	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532
48	0.021	0.052	0.053	0.01126	0.042	0.044	0.01499
49	0.021	0.051	0.053	0.01102	0.041	0.042	0.01475
<b>50</b>	<b>0.020</b>	<b>0.050</b>	<b>0.053</b>	<b>0.01072</b>	<b>0.040</b>	<b>0.042</b>	<b>0.01440</b>

(注) 上記の耐用年数省令別表第八、別表第九及び別表第十には、耐用年数100年までの計数が掲げられている。

## 建物の標準的な建築価額表

(単位：千円)

構造 建築年	木造・ 木骨 モルタル	鉄骨 鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨	構造 建築年	木造・ 木骨 モルタル	鉄骨 鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨
昭39年	15.1	49.1	29.5	16.6	平6年	156.6	262.9	212.8	148.4
40年	16.8	45.0	30.3	17.9	7年	158.3	228.8	199.0	143.2
41年	18.2	42.4	30.6	17.8	8年	161.0	229.7	198.0	143.6
42年	19.9	43.6	33.7	19.6	9年	160.5	223.0	201.0	141.0
43年	22.2	48.6	36.2	21.7	10年	158.6	225.6	203.8	138.7
44年	24.9	50.9	39.0	23.6	11年	159.3	220.9	197.9	139.4
45年	28.0	54.3	42.9	26.1	12年	159.0	204.3	182.6	132.3
46年	31.2	61.2	47.2	30.3	13年	157.2	186.1	177.8	136.4
47年	34.2	61.6	50.2	32.4	14年	153.6	195.2	180.5	135.0
48年	45.3	77.6	64.3	42.2	15年	152.7	187.3	179.5	131.4
49年	61.8	113.0	90.1	55.7	16年	152.1	190.1	176.1	130.6
50年	67.7	126.4	97.4	60.5	17年	151.9	185.7	171.5	132.8
51年	70.3	114.6	98.2	62.1	18年	152.9	170.5	178.6	133.7
52年	74.1	121.8	102.0	65.3	19年	153.6	182.5	185.8	135.6
53年	77.9	122.4	105.9	70.1	20年	156.0	229.1	206.1	158.3
54年	82.5	128.9	114.3	75.4	21年	156.6	265.2	219.0	169.5
55年	92.5	149.4	129.7	84.1	22年	156.5	226.4	205.9	163.0
56年	98.3	161.8	138.7	91.7	23年	156.8	238.4	197.0	158.9
57年	101.3	170.9	143.0	93.9	24年	157.6	223.3	193.9	155.6
58年	102.2	168.0	143.8	94.3	25年	159.9	258.5	203.8	164.3
59年	102.8	161.2	141.7	95.3	26年	163.0	276.2	228.0	176.4
60年	104.2	172.2	144.5	96.9	27年	165.4	262.2	240.2	197.3
61年	106.2	181.9	149.5	102.6	28年	165.9	308.3	254.2	204.1
62年	110.0	191.8	156.6	108.4	29年	166.7	350.4	265.5	214.6
63年	116.5	203.6	175.0	117.3	30年	168.5	304.2	263.1	214.1
平元年	123.1	237.3	193.3	128.4	令和元年	170.1	363.3	285.6	228.8
2年	131.7	286.7	222.9	147.4	2年	172.0	279.2	276.9	230.2
3年	137.6	329.8	246.8	158.7	3年	172.2	338.4	288.2	227.3
4年	143.5	333.7	245.6	162.4	4年	176.2	434.4	277.5	241.5
5年	150.9	300.3	227.5	159.2	5年	204.1	366.7	314.3	281.1

(注)『建築着工統計(国土交通省)』の『構造別：建築物の数、床面積の合計、工事費予定額』表の1㎡当たりの工事費予定額による。

【計算例】 昭和55年に建てられた床面積合計120㎡の木造建物の場合  
 建物の取得価額 = 92.5千円 × 120㎡ = 11,100千円

## 不動産取引と消費税の課否判定目安表

(事業者の売却・購入した事業用資産と消費税)

取引の区分				課税	非課税	不課税	
土地	賃貸	原則			●		
		1か月未満のもの		●			
		駐車場・駐輪場	設備を有するもの(区画・フェンスなど)		●		
			上記以外			●	
	借地権の更新料・名義書換料				●		
	売買	土地(土地の上に存する権利を含む) 売買代金				●	
登記関連費用(司法書士・土地家屋調査士の手数料など)		●					
建物	賃貸	原則		●			
		住宅の貸付(注)				●	
		権利金・保証金など	返還を要するもの				●
	返還を要しないもの		住宅		●		
			住宅以外	●			
	売買	建物売買代金		●			
登記関連費用(司法書士・土地家屋調査士の手数料など)		●					
その他	賃貸物件の管理手数料		●				
	ローン事務手数料		●				
	ローン金利保証料				●		
	火災保険料・生命保険料				●		

(注) 住宅の貸付に係る契約において貸付に係る用途が明らかにされていない場合であっても、貸付の用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付についても含まれる。

## 所得税の速算表 (税額の求め方 = A × B - C)

課税される所得金額 A		税率 B	控除額 C	課税される所得金額 A		税率 B	控除額 C
超	以下			超	以下		
195万円以下		5%	0円	900万円	1,800万円	33%	1,536,000円
195万円	330万円	10%	97,500円	1,800万円	4,000万円	40%	2,796,000円
330万円	695万円	20%	427,500円	4,000万円超		45%	4,796,000円
695万円	900万円	23%	636,000円				

\*平成25年から令和19年までの各年分においては、上記速算表で計算した「所得税額×2.1%」の復興特別所得税が別途生じる。

## ★住民税の税率 (一律10%)

税額の求め方 = 課税される所得金額 × 10%

## 給与所得控除額の速算表 (給与所得＝給与の収入金額－給与所得控除額)

給与の収入金額①	給与所得控除額
162.5万円以下	550,000円
162.5万円超 180万円以下	①×40%－100,000円
180万円超 360万円以下	①×30%＋80,000円
360万円超 660万円以下	①×20%＋440,000円
660万円超 850万円以下	①×10%＋1,100,000円
850万円超	1,950,000円

\* 介護・子育て世帯の場合 (所得金額調整控除)

給与収入が850万円を越える給与所得者で、下記の①～③のいずれかに該当する者は、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除する。

$$\boxed{\text{給与等の収入金額 (上限1,000万円)} - 850\text{万円}} \times 10\%$$

①本人が特別障害者

②23歳未満の扶養親族を有する者

③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する者

\* 給与所得と年金所得の両方を有する者の場合 (所得金額調整控除)

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、合計額が10万円を超える者は、給与所得の金額から次の算式で計算した金額を控除する。

なお、介護・子育て世帯の場合 (所得金額調整控除) の適用がある時は、その適用後の給与所得の金額から控除する。

$$\boxed{\text{給与所得控除後の給与等の金額 (上限10万円)}} + \boxed{\text{公的年金等に係る雑所得の金額 (上限10万円)}} - \boxed{10\text{万円}}$$

## 公的年金等控除額の速算表

(公的年金等の雑所得・・・その年中の公的年金等の収入金額－公的年金等控除額)

受給者の年齢	公的年金等の収入金額①	公的年金等控除額		
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	① 330万円以下	110万円	100万円	90万円
	② 330万円超 410万円以下	①×25%＋27.5万円	①×25%＋17.5万円	①×25%＋7.5万円
	③ 410万円超 770万円以下	①×15%＋68.5万円	①×15%＋58.5万円	①×15%＋48.5万円
	④ 770万円超1,000万円以下	①×5%＋145.5万円	①×5%＋135.5万円	①×5%＋125.5万円
	⑤ 1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
65歳未満	① 130万円以下	60万円	50万円	40万円
	② 130万円超 410万円以下	①×25%＋27.5万円	①×25%＋17.5万円	①×25%＋7.5万円
	③ 410万円超 770万円以下	①×15%＋68.5万円	①×15%＋58.5万円	①×15%＋48.5万円
	④ 770万円超1,000万円以下	①×5%＋145.5万円	①×5%＋135.5万円	①×5%＋125.5万円
	⑤ 1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

\* 受給者の年齢は、その年の12月31日の年齢による (年の途中で死亡し又は出国した場合は、その死亡又は出国の日の年齢による)。

## 相続税の速算表 (税額の求め方 = A × B - C)

法定相続分に応ずる取得金額 A		税率 B	控除額 C
超	以下		
1,000万円以下		10%	0円
1,000万円	3,000万円	15%	50万円
3,000万円	5,000万円	20%	200万円
5,000万円	1億円	30%	700万円
1億円	2億円	40%	1,700万円
2億円	3億円	45%	2,700万円
3億円	6億円	50%	4,200万円
6億円超		55%	7,200万円

## 贈与税の速算表 (税額の求め方 = A × B - C)

受贈者 基礎控除及び配偶者控除後の課税価格 A	一般の受贈者		18歳以上の直系卑属である受贈者 (R4.3.31以前の贈与は20歳以上)	
	税率(一般税率) B	控除額 C	税率(特例税率) B	控除額 C
超				
以下				
200万円以下	10%	0円	10%	0円
200万円	15%	10万円	15%	10万円
300万円	20%	25万円		
400万円	30%	65万円	20%	30万円
600万円	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円	45%	175万円	40%	190万円
1,500万円	50%	250万円	45%	265万円
3,000万円	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

- \*1. 特例税率の適用を受けるためには、受贈者の戸籍謄本又は抄本を申告書に添付する必要あり。
- \*2. 同年中に一般税率が適用される財産(一般贈与財産)と特例税率が適用される財産(特例贈与財産)がある場合の贈与税額は、以下の①と②の合計額となる。

$$\textcircled{1} (A \times \text{一般税率}) \times \frac{\text{一般贈与財産の価額}}{\text{一般贈与財産の価額} + \text{特例贈与財産の価額}}$$

$$\textcircled{2} (A \times \text{特例税率}) \times \frac{\text{特例贈与財産の価額}}{\text{一般贈与財産の価額} + \text{特例贈与財産の価額}}$$

- \*3. 直系卑属である受贈者が18歳以上(令和4年3月31日以前は、20歳以上)であるか否かの判定は、特定の贈与を受けた年の1月1日の現況による。

## 相続税の概算税額表

法定相続分どおりに遺産を取得した場合（配偶者の税額は、常にゼロ）の各相続人の税額合計額と1人当たりの税額（かっこ書部分）

法定相続人 課税価格の 合計額	配偶者（1/2）と子（1/2）			子だけ（1/1）	
	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人
	（1/2）	（1人；1/4）	（1人；1/6）	（1/1）	（1人；1/2）
1億円	3,850	3,150 (1人；1,575)	2,624 (1人；874)	12,200	7,700 (1人；3,850)
2億円	16,700	13,500 (1人；6,750)	12,174 (1人；4,058)	48,600	33,400 (1人；16,700)
3億円	34,600	28,600 (1人；14,300)	25,399 (1人；8,466)	91,800	69,200 (1人；34,600)
4億円	54,600	46,100 (1人；23,050)	41,549 (1人；13,849)	140,000	109,200 (1人；54,600)
5億円	76,050	65,550 (1人；32,775)	59,624 (1人；19,874)	190,000	152,100 (1人；76,050)
6億円	98,550	86,800 (1人；43,400)	78,375 (1人；26,125)	240,000	197,100 (1人；98,550)
7億円	122,500	108,700 (1人；54,350)	98,849 (1人；32,949)	293,200	245,000 (1人；122,500)
8億円	147,500	131,200 (1人；65,600)	121,349 (1人；40,449)	348,200	295,000 (1人；147,500)
9億円	172,500	154,350 (1人；77,175)	143,850 (1人；47,950)	403,200	345,000 (1人；172,500)
10億円	197,500	178,100 (1人；89,050)	166,349 (1人；55,449)	458,200	395,000 (1人；197,500)
11億円	222,500	201,850 (1人；100,925)	188,849 (1人；62,949)	513,200	445,000 (1人；222,500)
12億円	247,500	225,600 (1人；112,800)	211,350 (1人；70,450)	568,200	495,000 (1人；247,500)
13億円	273,950	250,650 (1人；125,325)	234,999 (1人；78,333)	623,200	547,900 (1人；273,950)
14億円	301,450	276,900 (1人；138,450)	259,999 (1人；86,666)	678,200	602,900 (1人；301,450)
15億円	328,950	303,150 (1人；151,575)	285,000 (1人；95,000)	733,200	657,900 (1人；328,950)
20億円	466,450	434,400 (1人；217,200)	411,824 (1人；137,274)	1,008,200	932,900 (1人；466,450)

【備考】1. 「法定相続人」欄のかっこ書内の分数（1/2、2/3など）は、法定相続人の法定相続分を示している。

2. 配偶者がいる場合で、配偶者の税額軽減の特例を最大限活用する場合は、一部上記の税額と異なるところがあるので、要注意。

(税額の単位：千円、税額の千円未満切捨て)

子3人	配偶者(2/3)と親(1/3)		配偶者(3/4)と兄弟姉妹(1/4)		
	親1人	親2人	兄弟姉妹1人	兄弟姉妹2人	兄弟姉妹3人
(1人：1/3)	(1/3)	(1人：1/6)	(1/4)	(1人：1/8)	(1人：1/12)
6,299 (1人：2,099)	2,711	2,222 (1人：1,111)	2,512	2,130 (1人：1,065)	1,814 (1人：604)
24,599 (1人：8,199)	11,311	10,044 (1人：5,022)	10,890	9,990 (1人：4,995)	9,232 (1人：3,077)
54,600 (1人：18,200)	23,533	21,000 (1人：10,500)	21,825	20,160 (1人：10,080)	19,357 (1人：6,452)
89,799 (1人：29,933)	37,044	33,266 (1人：16,633)	34,102	31,620 (1人：15,810)	30,374 (1人：10,124)
129,799 (1人：43,266)	51,577	46,622 (1人：23,311)	47,565	44,220 (1人：22,110)	42,464 (1人：14,154)
169,800 (1人：56,600)	67,133	61,066 (1人：30,533)	61,815	57,720 (1人：28,860)	55,215 (1人：18,405)
212,399 (1人：70,799)	83,010	76,088 (1人：38,044)	76,065	71,220 (1人：35,610)	68,309 (1人：22,769)
257,399 (1人：85,799)	99,122	91,644 (1人：45,822)	90,315	84,720 (1人：42,360)	81,809 (1人：27,269)
302,400 (1人：100,800)	115,233	107,200 (1人：53,600)	105,435	99,195 (1人：49,597)	95,827 (1人：31,942)
349,999 (1人：116,666)	132,310	123,333 (1人：61,666)	121,185	114,570 (1人：57,285)	110,452 (1人：36,817)
399,999 (1人：133,333)	150,088	139,999 (1人：69,999)	136,935	129,945 (1人：64,972)	125,077 (1人：41,692)
450,000 (1人：150,000)	167,866	156,666 (1人：78,333)	152,685	145,320 (1人：72,660)	139,702 (1人：46,567)
499,999 (1人：166,666)	185,644	173,621 (1人：86,810)	168,652	160,695 (1人：80,347)	154,672 (1人：51,557)
549,999 (1人：183,333)	203,422	190,844 (1人：95,422)	184,777	176,070 (1人：88,035)	170,047 (1人：56,682)
600,000 (1人：200,000)	221,200	208,066 (1人：104,033)	200,902	191,445 (1人：95,722)	185,422 (1人：61,807)
857,598 (1人：285,866)	310,966	295,022 (1人：147,511)	281,527	269,640 (1人：134,820)	262,297 (1人：87,432)

## 贈与税の概算税額表

[単位：万円]

贈与財産の額	一般の受贈者		20歳以上の直系卑属である受贈者 (R4.4.1以後の贈与は18歳以上)	
	贈与税の額	贈与税の負担率	贈与税の額	贈与税の負担率
100	0.0	0.0%	0.0	0.0%
150	4.0	2.7%	4.0	2.7%
200	9.0	4.5%	9.0	4.5%
250	14.0	5.6%	14.0	5.6%
300	19.0	6.3%	19.0	6.3%
350	26.0	7.4%	26.0	7.4%
400	33.5	8.4%	33.5	8.4%
450	43.0	9.6%	41.0	9.1%
<b>500</b>	<b>53.0</b>	<b>10.6%</b>	<b>48.5</b>	<b>9.7%</b>
550	67.0	12.2%	58.0	10.5%
600	82.0	13.7%	68.0	11.3%
650	97.0	14.9%	78.0	12.0%
700	112.0	16.0%	88.0	12.6%
750	131.0	17.5%	102.0	13.6%
800	151.0	18.9%	117.0	14.6%
850	171.0	20.1%	132.0	15.5%
900	191.0	21.2%	147.0	16.3%
950	211.0	22.2%	162.0	17.1%
<b>1,000</b>	<b>231.0</b>	<b>23.1%</b>	<b>177.0</b>	<b>17.7%</b>
1,050	251.0	23.9%	192.0	18.3%
1,100	271.0	24.6%	207.0	18.8%
1,150	293.0	25.5%	226.0	19.7%
1,200	315.5	26.3%	246.0	20.5%
1,250	338.0	27.0%	266.0	21.3%
1,300	360.5	27.7%	286.0	22.0%
1,350	383.0	28.4%	306.0	22.7%
1,400	405.5	29.0%	326.0	23.3%
1,450	428.0	29.5%	346.0	23.9%
<b>1,500</b>	<b>450.5</b>	<b>30.0%</b>	<b>366.0</b>	<b>24.4%</b>
1,600	495.5	31.0%	406.0	25.4%
1,700	545.0	32.1%	450.5	26.5%
1,800	595.0	33.1%	495.5	27.5%
1,900	645.0	33.9%	540.5	28.4%
<b>2,000</b>	<b>695.0</b>	<b>34.8%</b>	<b>585.5</b>	<b>29.3%</b>
2,100	745.0	35.5%	630.5	30.0%
2,200	795.0	36.1%	675.5	30.7%
2,300	845.0	36.7%	720.5	31.3%
2,400	895.0	37.3%	765.5	31.9%
<b>2,500</b>	<b>945.0</b>	<b>37.8%</b>	<b>810.5</b>	<b>32.4%</b>
2,600	995.0	38.3%	855.5	32.9%
2,700	1,045.0	38.7%	900.5	33.4%
2,800	1,095.0	39.1%	945.5	33.8%
2,900	1,145.0	39.5%	990.5	34.2%
<b>3,000</b>	<b>1,195.0</b>	<b>39.8%</b>	<b>1,035.5</b>	<b>34.5%</b>
<b>4,000</b>	<b>1,739.5</b>	<b>43.5%</b>	<b>1,530.0</b>	<b>38.3%</b>
<b>5,000</b>	<b>2,289.5</b>	<b>45.8%</b>	<b>2,049.5</b>	<b>41.0%</b>

【備考】上表の「贈与財産の額」は、「基礎控除及び配偶者控除前の課税価格」により、また、「贈与税の負担率」は、「贈与税の額÷贈与財産の額」（小数点以下第2位以下を四捨五入）により計算している。